

中国全人代『中国商標法』 改正草案（意見募集案）の解説

馮 超[※]、森 康晃^{※※}



要 約

中国の『商標法』の改正は、2022年に立法改正計画に組み込まれて以降、業界から継続的に大きな関心を集めてきた。2023年1月13日、国家知識産権局は、同局が起草した最初の『意見募集案』（以下「国知局意見稿」という）を公表した。2025年12月27日、中華人民共和国第14期全人代常務委員会第19回会議において、『中華人民共和国商標法（改正草案）』（以下「全人代意見稿」という）が公表され、意見募集が開始された。本稿では、当該全人代意見稿について分析と解説を行う。更に、2026年6月22日に全人代常務委員会法制工作委员会は記者会見で法改正の重要ポイントと目的を提示し、提示された内容が法改正として定着される可能性が高いと思われる。

目次

1. 2025年12月全人代意見募集稿に公布された修正内容及び解説
2. 2026年6月全人代常務委員会法制工作委员会記者会見で公開された修正点
3. 終わりに

1. 2025年12月全人代意見募集稿に公布された修正内容及び解説

1. 1 権利濫用の禁止

現行法	改正草案
第七条 商標の登録出願及び使用は、誠実信用の原則に従わなければならない。 商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各級の工商行政管理部門は、商標管理によって、消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない。	第九条 商標の登録出願及び使用は、誠実信用の原則に従わなければならない。権利を濫用して国家の利益、社会公共の利益又は他人の合法的權益を害してはならない。 商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質について責任を負わなければならない。各級の商標管理業務を担当する部門および商標執行を担当する部門は、商標管理を通じて消費者を欺く行為を制止しなければならない。

「全人代意見稿」第九条では、権利濫用の禁止条項が新たに追加された。近年、中国政府による商標権濫用規制について、司法レベルの個別事件による判決から立法レベルへと引き上げられたことを反映した。

近年、中国の司法機関は、商標権濫用、特に悪意の商標先取り登録に基づく権利濫用や濫訴行為について、判決を通じて規制を行ってきた。例えば、歌力思事件（最高人民法院指導案例第82号）において、裁判所は、原告・W氏が善意ではなく取得した商標権をもって、歌力思会社の正当な使用行為に対し侵害訴訟を提起したことは権利濫用に該当すると認定し、その訴訟請求を棄却した。その後、最高人民法院は司法解釈または司法意見の形で関連規定を整備してきた。

また、2021年に中国共産党中央委員会および国務院が公布した『知的財産強国建設綱要（2021-2035年）』にお

[※] 泰和泰法律事務所・中国弁護士・弁理士、最高人民法院案件指導中心専門家

^{※※} 泰和泰法律事務所 顧問、早稲田大学 招聘研究員、Lakeland 大学日本校 客員教授

いても、知的財産権濫用行為を規制する法制度の整備が明確に示されており、今回の改正もこれに対する対応であるといえる。

1. 2 外国組織の主体資格

現行法	改正草案
第十七条 外国人又は外国企業が中国に商標登録出願をするときは、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め若しくは相互に加盟する国際条約、又は相互主義の原則によって取り扱わなければならない。	第十条 外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国に商標登録出願をするときは、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め若しくは相互に加盟する国際条約、又は相互主義の原則によって取り扱わなければならない。

「全人代意見稿」第十条は、外国組織が商標登録を出願する主体としての権利を有することを明確にした。実務上、外国組織による商標出願は比較的が多く、従来は外国人又は外国企業に関する規定を準用することが一般的であったが、今回の改正により、関連する法的根拠がさらに整備・明確化された。

1. 3 動き商標

現行法	改正草案
第八条 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。	第十四条 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声、動的標識等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。

「全人代意見稿」は、新たなタイプの非伝統的商標として動き標章（Dynamic Mark）を追加した。

この種の標識については、理論上すでに長年にわたり広く議論されてきており、多くの国においても登録可能な商標の対象として認められている。新法においてこれを新たな商標類型として位置付けることには、合理性および客観的な実務上の需要が認められることを意味する。

1. 4 「使用を目的としない」および「明らかに通常の生産経営需要を超える」要件による商標先取り出願の規制

現行法	改正草案
第四条第一項 自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標の登録を出願しなければならない。使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。 第四十四条第一項 登録された商標が、この法律の第四条、第十条、第十一条、第十二条、第十九条第四項の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標の無効宣告を行う。その他の単位又は個人は、商標審査委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。	第十八条 使用を目的とせず、かつ明らかに通常の生産経営需要を超えて商標登録を出願する場合には、登録を認めない。 詐欺又はその他の不正な手段によって商標登録を出願してはならない。

全人代意見稿第十八条は、現行法第四条および第四十四条を統合し、「使用を目的とせず、明らかに通常の生産経営需要を超えて商標登録を出願する場合には、登録を認めない」と修正したものである。

現行法第四条は、2019年の米中貿易交渉第一段階合意の産物およびその対応として導入された規定であり、その内容は第四十四条と一定の重複があり、適用上の区別も必ずしも明確ではなかった。実務上は、第四条は主として商標局の審査部門が初歩審査段階で適用し、第四十四条は主として商標審査部門が無効審判手続において適用すると理解されてきたが、このような役割分担には明文の法的根拠が存在しない。全人代意見稿による修正は、使用

目的の欠如や、詐欺・不正手段による先取り出願行為を含め、両規定をより柔軟かつ一体的に適用することに資する可能性がある。

また、現行法の行政実務および司法実務においては、第四条が過度に適用され、市場主体による正当な出願行為に影響を及ぼす事例も見受けられる。今般改正議論において、一部の全人代委員からは、改正草案第十八条に「悪意」という限定を加え、「悪意による商標の大量囲い込み」と「善意の防御的登録」とを区別し、登録不許可の範囲をさらに限定すべきであるとの意見が示されている。

実際、2019年の法改正時においても、国家知識産権局の責任者は、当初の草案には「悪意」という文言が含まれていなかったことを説明している。当時、一部の代表から、企業が商標登録後に実際に使用し、さらに他の区分で防御的登録を行うことで、第三者による当該商標の登録を防ぐケースが存在するとの指摘があり、このような場合まで一律に却下するのは不合理であるため、最終的な法律条文には「悪意」という文言が追加された。企業が行う通常の予防的・防御的な商標登録は、規制の対象ではなく、『商標法』第四条の適用範囲にも含まれないとされてきた。

しかし、実務においては、商標局が第四条を根拠として企業の防御的出願を却下する事例が依然として存在している。

今回の全人代意見稿では、「悪意」という表現が「明らかに通常の生産経営需要を超える」という文言に置き換えられており、少なくとも文理解釈上は、企業の防御的出願登録が認められるハードルがより高くなる可能性がある。よって、本条文の最終的な帰趨は、引き続き注意すべきであると考えられる。

1. 5 「本法の関連規定に適合しない」出願

現行法	改正草案
第三十条 登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たさないとき、又は他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは初歩査定された商標と同一若しくは類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。	第十九条 登録出願に係る商標は、他人が同一商品又は類似商品において既に登録又は先に申請した商標と同一又は類似してはならない。 第三十三条 登録出願に係る商標が、本法の関連規定に合致しない場合、国務院商標管理部門は出願を拒絶し公告しない。

現行法第三十条前段の「本法の関連規定に適合しない」という文言については、実務上、その適用範囲をめぐる争いが存在してきた。

全人代意見稿は、現行法第三十条前段の内容を第三十三条として独立させ、「本法の規定に適合しない場合には、登録出願を却下する」と明記している。このような立法構成は、今後、当該条項がより広い適用空間があるようになる可能性を示唆していると考えられる。

1. 6 著名商標（馳名商標）の保護対象の拡大

現行法	改正草案
第十三条第二項・第三項 同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。 非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該著名商標登録者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。	第二十条 同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。 非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該著名商標権利者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

現行法第十三条第二項および第三項は、同一又は類似の商品について、他人の未登録の馳名商標（著名商標）を複製・模倣・翻訳した場合、ならびに同一又は類似ではない商品について、他人の登録著名商標を複製・模倣・翻

訳した場合についてそれぞれ規定している。しかし、同一又は類似ではない商品について、他人の未登録の馳名商標を複製・模倣・翻訳した場合については、規定されなかった。

全人代意見稿第二十条では、「中国において既に登録されている」という要件が削除されており、これにより、同一又は類似ではない商品に関する未登録著名商標についても保護の対象となることとなり、実質的に馳名商標（後述 1.16 参照）の保護範囲が拡大されることとなる。

1. 7 先行権利を侵害する商標の冒認出願および先行使用により一定の影響力を有する商標に対する冒認出願の認定基準の厳格化

現行法	改正草案
第三十二条 商標登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響力の有する商標を不正な手段で先取登録してはならない。	第二十三条 商標登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならず、また、故意に、他人が既に使用し、かつ一定の影響力を有する商標を先取り登録してはならない。

現行法第三十二条は、他人の先行権利を侵害する商標の先取り出願および、悪意をもって他人が既に使用し一定の影響力を有する商標の先取り出願を対象としている。全人代意見稿では、「先行権利」を「先行する合法的權益」と改めており、これにより、先取り被害者の保護の基礎となる利益の範囲が拡大され、特に、作品名、商品化権、公開権「right of publicity」等、権利化されていない法益についても、保護の対象に含める余地があるようになる点が注目される。

また、全人代意見稿では、「不正な手段」という文言が「故意」に変更されており、これにより本条の適用要件が厳格化される可能性がある。従来、現行法第三十二条の適用において、行政機関および司法機関が重視してきた要素には、未登録商標が使用を通じて獲得した知名度や、出願人の主観的悪意が含まれていた。一般的には、「不正な手段による先取り出願」については、未登録商標の知名度が比較的高く、他の要素と併せて商標登録出願人の悪意が推定される場合には、本条の適用が認められる。また、異議申立人又は無効審判請求人が、模倣行為等による商標登録出願人の悪意を直接証明する証拠を提出した場合にも、本条が適用される。

これに対し、本条が「故意」と修正された場合、異議申立人又は無効審判請求人が、商標登録出願人の故意を明確に立証する証拠を提出する必要性が生じる可能性がある。仮にそのような解釈が採られるとすれば、商標先取り行為を本条によって規制することは、従来よりも困難になるおそれがあるかもしれないので、本条の最終的な立法内容を引き続き注視する必要がある。

1. 8 機関の名称と呼称

現行法	改正草案
第二十八条 登録出願に係る商標について、商標局は、商標登録出願書類を受領した日から9ヶ月以内に審査を完了するものとし、この法律の関連規定を満たすときは、初步査定を行い公告する。	第三十一条 登録出願に係る商標について、国務院商標管理部門は、商標登録出願書類を受領した日から9ヶ月以内に審査を完了するものとし、この法律の関連規定を満たすときは、初步査定を行い公告する。
第二十九条 審査の過程において、商標局が、商標登録出願の内容に関して説明又は補正が必要と判断したときは、出願人に説明又は補正を要求することができる。出願人が説明又は補正を行わないときは、商標局の審査決定に影響を及ぼさない。	第三十二条 審査の過程において、国務院商標管理部門は、商標登録出願の内容に関して説明又は補正が必要と判断したときは、出願人に説明又は補正を要求することができる。出願人が説明又は補正を行わないときは、国務院商標管理部門の審査決定に影響を及ぼさない。

2019年の商標法改正においては、商標評審委員会が商標局に統合されたことを踏まえ、商標行政管理部門の呼称が「商標局」に統一された経緯がある。今回の改正において、再び「国務院商標管理部門」という表現が用いられている点が、商標評審委員会に関する組織上の新たな調整を意味するの否かについては、注視する必要がある。

1. 9 異議期間の短縮

現行法	改正草案
第三十六条 法定期間が満了しても、当事者が商標局による出願拒絶決定、不登録決定に対して再審を請求しないとき、又は商標評審委員会による再審決定に対して人民法院に提訴しないときは、出願拒絶決定、不登録決定又は再審決定の効力を生じる。 審査により異議が成立しないと決定され登録が許可された場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、初歩査定公告後3ヶ月が満了した日より起算する。当該商標の公告期間が満了した日から、登録許可の決定が下されるまで、他人による同一又は類似の商品に当該商標と同一又は類似の標章を使用した行為に対して遡及しない。ただし、当該使用者の悪意により商標登録者に与えた損害は、賠償しなければならない。	第三十八条法 定期間が満了しても、当事者が国務院商標管理部門による出願拒絶決定、不登録決定に対して再審を請求しないとき、又は再審査決定に対して人民法院に提訴しないときは、出願拒絶決定、不登録決定又は再審決定の効力を生じる。 審査により異議が成立しないと決定され登録が許可された場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、初歩査定公告後2ヶ月が満了した日より起算する。当該商標の公告期間が満了した日から、登録許可の決定が下されるまで、他人による同一又は類似の商品に当該商標と同一又は類似の標章を使用した行為に対して遡及しない。ただし、当該使用者の悪意により商標登録者に与えた損害は、賠償しなければならない。

今般「全人代意見稿」および、これに先立って公表された国家知識産権局審議段階の「意見募集稿」、いずれにおいても、商標異議期間が二か月に短縮されており、将来の新商標法において異議期間が二か月と規定される可能性は、さらに高まっているといえる。

1. 10 団体商標・証明商標の主体適格性の証明

現行法	改正草案
	第四十六条 団体商標又は証明商標を譲渡する場合には、その譲受人は、相応の主体資格および監督能力を具備していなければならない。

全人代意見稿は、団体商標および証明商標の譲受人が主体資格および監督能力を備えるべきことを新たに規定し、これら二種類の商標の譲受主体の適格性について明確な要件を設けている。

1. 11 悪意による出願に対する行政処分

現行法	改正草案
第六十八条第四項 悪意による商標登録出願に対し、状況により警告、罰金等の行政処罰を与える。悪意による商標訴訟に対し、人民法院が法に基づき処罰を与える。	第五十三条 商標登録出願人が以下のいずれかの悪意による商標登録出願行為を行い、不良な影響を生じさせた場合には、商標執行を担当する部門が警告を与え、かつ十万元以下の過料を科すことができる。 (一) 本法第十五条の規定に違反することを知りながら、当該標識を商標として登録出願した場合 (二) 本法第十八条の規定に違反して商標登録を出願した場合 (三) 本法第二十条、第二十一条又は第二十三条の規定に故意に違反して商標登録を出願した場合

現行法においても、悪意による商標出願に対して行政処分を科す規定は存在し、実務上も適用された事例はあるものの、件数は少ない。その一因として、「悪意による出願」という概念が必ずしも明確でなかった点が挙げられる。

「全人代意見稿」では、悪意による出願の対象を、第十五条（絶対的拒絶理由）、第十八条（使用目的のない出願）、第二十条（馳名商標）、第二十一条（代理・代表関係）、第二十三条（先行権利又は先行使用により一定の影響力を有する商標の先取り）に具体的に限定している。この規定は、2019年に国家知識産権局が公布した『商標登録出願行為の規範化に関する若干規定』および2023年1月23日付の国知局の「意見募集稿」第二十二条の内容と一致しており、立法機関が行政手段により広義の悪意出願行為を規制しようとする姿勢の明確性と一貫性を示すものといえる。また、関連する違法行為に対する行政取締りが、今後さらに強化される可能性も示唆している。

一方で、本条は行政主体の処罰権限を大幅に拡大することにもなる。これまで実務上は、第十条第一項等の絶対的拒絶理由に基づく規制と処分が中心であったが、本条が最終的に法文化される場合、行政機関は上記すべての行為について、過料等の行政処分を科す権限を有することになる。出願人に悪意が存在するか否か自体が争点となり得る中で、行政機関による処罰権限の濫用が生じるおそれも懸念される。

1. 12 事情変更原則の否定および審査中止の不確実性

現行法	改正草案
第三十五条第四項 商標審査委員会は、前項の規定により再審を行う過程において、関連する先行権利の確定について、人民法院で審理中又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査手続を再開しなければならない。 第四十五条第三項 商標審査委員会は、前項の規定により無効宣告請求を審査する過程において、関係する先行権利の確定が人民法院で審理中、又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査手続を再開しなければならない。	第四十条 國務院商標管理部門は、商標異議審査、拒絶査定不服審判、登録拒絶複審および無効宣告事件の審理過程において、人民法院で審理中または行政機関で処理中の別件の結果を根拠としなければならない場合には、原則として審査・審理を中止しなければならない。中止原因が消滅した後は、速やかに審査・審理手続を再開しなければならない。 人民法院が、本法第十九条に基づき國務院商標管理部門が行った拒絶査定不服審判決定、登録拒絶複審決定または無効宣告裁定について審理する場合には、被訴決定または裁定がなされた時点の事実状態を基準としなければならない。

全人代意見稿第四十条第二項では、人民法院が國務院商標管理部門による拒絶査定不服審判決定、登録拒絶複審決定または無効宣告裁定に対する行政訴訟を審理する際には、当該決定・裁定がなされた時点の事実状態を基準とすべきであることを明確にした。本規定は、商標査定拒絶、拒絶登録、無効裁定に関する行政訴訟においてしばしば見られた、引用商標の状態変化を理由として、後続の行政訴訟等により出願商標が救済される可能性を否定するものである。

更に、第一項の規定によれば、商標行政管理部門は、他事件を根拠に審査を実施する場合には、原則として審査を中止すべきであるが、仮に中止がなされなかった場合、本条の改正は出願人にとって極めて不利な結果をもたらすおそれがある。

1. 13 被許諾人による製品品質保証義務不履行およびその法的効果

現行法	改正草案
第四十三条 商標登録者は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。許諾人は、被許諾人が当該登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾人は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。 許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾人の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。 他人に当該登録商標の使用を許諾するときは、許諾人は当該商標使用許諾を商標局に届け出なければならず、これをもって商標局は公告する。商標使用許諾が届け出られていないときは、善意の第三者に対抗することができない。	第五十五条 商標登録人は、自ら商標を使用することができ、または商標使用許諾契約を締結することにより、他人にその登録商標の使用を許諾することができる。許諾人は、被許諾人が登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾人は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。被許諾人が品質保証義務を履行しない場合、許諾人は商標使用許諾契約を解除することができる。 他人の登録商標の使用を許諾された場合には、その登録商標を使用する商品に、被許諾人の名称および商品の産地を明示しなければならない。 登録商標の使用を他人に許諾する場合には、許諾人は商標使用許諾を國務院商標管理部門に届け出て公告しなければならない。商標使用許諾が届出されていない場合には、善意の第三者に対抗することができない。

全人代意見稿第五十五条は、被許諾人が品質保証義務を履行しない場合には、許諾人に契約の解除権利を新たに付与しており、実務上重要な意義を有する。実務においては、許諾商品の品質欠陥により許諾人が製品品質責任を追及される事例が少なくない一方で、許諾人が被許諾人の品質責任を実質的に監督する手段は限定されていた。本

法定解除条項の追加は、被許諾人の品質保証義務に対する許諾人の監督能力を強化するものと評価できる。

1. 14 登録商標の誤導的使用に対する行政責任

現行法	改正草案
第四十九条 商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したときは、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しないときは、商標局はその登録商標を取消す。 登録商標が使用許可された商品の通用名となり、又は正当な理由なく継続して3年間使用しなかったときは、如何なる単位又は個人も、商標局に当該登録商標の取消を請求することができる。商標局は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行わなければならない。特別な事情があり、延長することが必要な場合、国務院工商行政管理部門の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。	第五十六条 商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更し、または公衆を誤導する方法で登録商標を使用した場合には、商標執法を担当する部門が期限を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しないときは、五万元以下の罰金を科す。情状が重大な場合には、国務院商標管理部門が当該登録商標を取消す。 登録商標が使用許可された商品の通用名となり、又は正当な理由なく継続して3年間使用しなかったときは、如何なる単位又は個人も、国務院商標管理部門に当該登録商標の取消を請求することができる。国務院商標管理部門は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行わなければならない。特別な事情があり、延長することが必要な場合、国務院商標管理部門の責任者の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。

現行法は、登録人が登録商標等を無断で変更した行為に対し、是正命令または取消を規定している。全人代意見稿は、「誤導的な使用」を行政処罰の対象行為として明確に追加しており、登録商標の不適切な使用に対する規制を一層強化するものといえる。

1. 15 団体商標・証明商標権利者の公平・合理・非差別的許諾義務

現行法	改正草案
	第五十九条 団体商標または証明商標の登録人が、以下の行為のいずれかを行った場合には、商標執法を担当する部門が期限を定めて是正を命じる。是正を拒否した場合には、一万元以下の罰金を科す。情状が重大な場合には、一万元以上十万元以下の罰金を科す。 (一) 商標管理責任を怠り、消費者に損害を与えた場合 (二) 団体商標登録人が正当な理由なくその組織の構成員に団体商標の使用を許諾しない場合、または証明商標登録人が正当な理由なく条件を満たす申請人に証明商標の使用を許諾しない場合 (三) 本法、関係行政法規および国家の関連規定に違反して登録商標専用権を行使し、不良な影響を生じさせた場合

全人代意見稿は、団体商標および証明商標の許諾および使用行為に対する規制をさらに強化している。特に、登録人による管理懈怠や、団体商標登録人が正当な理由なく使用を許諾しない行為に対する規定は、団体商標・証明商標登録人の法的責任を明確化し、両類型商標の許諾行為の適法性および市場化水準の向上に資するものである。

団体商標および証明商標は、その性質上、一定の公共利益的側面を有することから、法律がこれらに「公平・合理・非差別的」な許諾義務を課すことには、合理性があるといえる。

1. 16 著名（馳名）商標に関する侵害救済

現行法	改正草案
第十三条第一項 関連する公衆に熟知されている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。 第十四条第一項～第四項 馳名商標は、当事者の請求により、商標に係る案件の処理において認定が必要な事実として認定を行わなければならない。馳名商標の認定には、以下の要素を考慮しなければならない。 （一）関連する公衆の当該商標に対する認知度。 （二）当該商標の持続的な使用期間。 （三）当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲。 （四）当該商標の馳名商標としての保護記録。 （五）当該商標が馳名であることのその他の要因。 商標登録の審査、工商行政管理部门による商標法違反案件の摘発の過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、商標局は、案件の審査、処理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。 商標紛争の処理過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、商標審査委員会は、案件の処理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。 商標に係る民事、行政案件の審理過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、最高人民法院が指定した人民法院は、案件の審理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。	第六十二条 関連公衆に広く知られている商標について、その権利者が権利侵害を受けたと認める場合には、本法の規定に基づき著名商標としての保護を請求することができる。 商標登録の審査・審理、商標違法行為の取締りまたは不正競争行為の取締過程において、当事者が法に基づき権利を主張した場合、国务院商標管理部门は案件処理の必要に応じて、商標の馳名性について確認を行うことができる。 商標に関する民事・行政事件または不正競争事件の審理過程において、当事者が法に基づき権利を主張した場合、最高人民法院が指定する人民法院は、案件審理の必要に応じて、商標の著名性について確認を行うことができる。 商標の馳名性は、当事者の請求に基づき、商標案件の処理に必要な事実として確認されるものとする。馳名性の確認に当たっては、以下の要素を総合的に考慮しなければならない。 （一）関連公衆における当該商標の知名度 （二）当該商標の使用の継続期間、使用態様および地域的範囲 （三）当該商標に関する宣伝活動の継続期間、程度および地域的範囲 （四）当該商標が保護された記録、特に著名商標として保護された記録 （五）当該商標が馳名であることを示すその他の要素

全人代意見稿第六十二条は、著名商標に関する侵害行為の救済を独立した条文として規定したものであり、立法史上初めてである。本条により、行政手続および司法手続において著名商標侵害行為を個別に規定することが可能となり、過去著名商標について現行法第五十七条第7項の「その他の侵害行為」並びに関連司法解釈⁽¹⁾から独立条文の規定に昇格し、法適用の正確性および的確性の向上に資する。

また、本条は不正競争事件を明確に対象に含めており、新たな反不正競争法第七条第二項との適用上の整合性を図る上でも重要な意義を有する。

1. 17 指示的使用条項の新設および正当使用条項の整備

現行法	改正草案
第五十九条 登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。 立体標章の登録商標に、商品自体の性質による形状、技術的效果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を持たせるための形状を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。 商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。	第七十条 登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。 立体標章、色彩の組合せ、音、動き標章等登録商標に、商品自体の性質による形状、技術的效果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を持たせるための形状を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。 提供される商品の用途、適用対象、使用場面等の情報を示すため、または真実の出所を表示するために、関連する登録商標を使用する場合には、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止することができない。ただし、混同を生じやすい場合はこの限りでない。 商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。

全人代意見稿の第七十条第一項および第三項は、普通名称や商標標識の叙述的使用および指示的使用について、さらに明確化を図っている。第一項は、叙述的使用の範囲を拡大し、商品の種類、性質、価値、地理的出所等の要素が正当使用に該当し得ることを明示している。

指示的使用は、実務上、正当使用の一類型として従来から認められてきたが、その根拠は司法解釈や司法意見にとどまり、商標法の条文上に明記されたことはなかった。例えば、《北京市高級人民法院による商標民事紛争案件審理に関する若干問題の回答》（2006年）では、関連問題について詳細な規定が設けられていた。

今回の第三項の規定は、この空白を形式的に補うものであり、指示的使用の範囲および内容を明確にした点に意義がある。従来の司法意見と比較すると、本条は使用者の主観的善意を強調するのではなく、「混同を生じにくいこと」を前提条件としており、使用標識の客観的な非混同性を、正当使用判断の核心要素として位置付けている。

1. 18 行政法・刑事法の連携強化および侵害製品の「無害化」処理

現行法	改正草案
第六十一条 登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は、法により調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがあるときは、直ちに司法機関に移送し、法により処理しなければならない。	第七十二条 登録商標専用権を侵害する行為に対して、商標執法を担当する部門が法により調査、処分を行う権限を有し、いかなる者も当該部門に対し苦情申立てまたは通報を行うことができる。 登録商標専用権侵害が犯罪の疑いを有する場合には、商標執法を担当する部門は、速やかに公安機関に移送し、法に基づき処理しなければならない。刑事責任を追及する必要がない、または刑事処罰を免除すべきであるが、行政処罰を科すべき場合には、公安機関、人民検察院および人民法院は、速やかに事件を商標執法を担当する部門に移送し、法に基づき処理させなければならない。公安機関、人民検察院および人民法院が、商標執法を担当する部門および商標登録・管理を担当する部門に対し、専門的支援、認定意見の提供、侵害物品の無害化処理等の協力を求めた場合には、関係部門は速やかにこれに応じなければならない。

全人代意見稿の第七十二条は、商標に関する行政的保護と刑事的保護との接続要件を明確に定めており、実務において長年検討されてきた「行政法・刑法における商標保護の接続」のニーズに応えるものでもある。

同条第二項で提起された「無害化処理」は、侵害商品の処理方法に関する新たな規定であり、最終的に法文化されるか否か、特に本法第七十四条との関係および侵害商品の廃棄処分実務に与える影響については、今後注視する必要がある。本法第七十四条は、原則として裁判所が侵害商品の廃棄を命ずることを規定しているが、本条にいう「無害化」が、侵害商品から商標を除去した上で再び市場に流通させることを意味するのか否かは、特に重要な問題として注意すべきである。

1. 19 侵害賠償額および合理的費用の計算

現行法	改正草案
第六十三条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。実際の損失を確定することが困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失または侵害者が得た利益を確定することが困難な場合には、その商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪質な商標専用権侵害行為で情状が重大な場合、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。賠償金額には、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。 人民法院は賠償金額を確定するために、権利者が既に挙証に尽力しており、侵害行為に関連する帳簿、資料が主に侵害者が握っている状況では、侵害者に、侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しないか、又は虚偽の帳簿、資料を提供した償金額を判定することができる。 権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難な場合には、人民法院は侵害行為の情状に応じて500万元以下の賠償金の支払いを判決する。 人民法院は商標紛争事件を処理する際、権利者の請求に基づき、登録商標を盗用した偽造商品に属する場合、特別な情況を除き、廃棄処分を命じる。主に登録商標を盗用した偽造商品の製造に使われる材料、道具について廃棄処分を命じ、且つ補償を与えない。或いは、特別な情況において、上記材料、道具の市場流通の禁止を命じ、且つ補償を与えない。 登録商標を盗用した偽造商品はただ盗用した商標を取り除いただけでの市場流通はしてはいけない。	第七十四条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失、または侵害者が侵害により得た利益に基づいて確定するものとする。権利者の損失または侵害者が得た利益を確定することが困難な場合には、その商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。故意による商標専用権侵害であり、かつ情状が重大な場合、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。 人民法院は賠償金額を確定するために、権利者が既に挙証に尽力しており、侵害行為に関連する帳簿、資料が主に侵害者が握っている状況では、侵害者に、侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しないか、又は虚偽の帳簿、資料を提供した償金額を判定することができる。 権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難な場合には、人民法院は侵害行為の情状に応じて500万元以下の賠償金の支払いを判決する。 賠償額には、権利者が侵害行為を差し止めるために支出した合理的費用も含まれるものとする。 人民法院は商標紛争事件を処理する際、権利者の請求に基づき、登録商標を盗用した偽造商品に属する場合、特別な情況を除き、廃棄処分を命じる。主に登録商標を盗用した偽造商品の製造に使われる材料、道具について廃棄処分を命じ、且つ補償を与えない。或いは、特別な情況において、上記材料、道具の市場流通の禁止を命じ、且つ補償を与えない。 登録商標を盗用した偽造商品はただ盗用した商標を取り除いただけでの市場流通はしてはいけない。

「全人代意見稿」第七十四条は、損害賠償額の算定において、権利者の損失と侵害者の利益を並列的に規定し、両者の適用に先後関係があるか否かについての争議を解消したものであり、権利者が柔軟に賠償算定方法を選択するうえで積極的な意義を有する。

本条は、賠償額に含まれるべき「侵害行為を差し止めるために支出した合理的費用」を独立した段落として規定しており、合理的費用が侵害損害賠償とは独立して算定され得る性質を有することを明確にするものである。これは、賠償水準の引上げおよび権利者の合法的権益の保護に資する。

1. 20 「これまで三年」の未使用による不賠償の起算点

現行法	改正草案
第六十四条 登録商標専用権者が賠償を請求し、権利侵害と訴えられた者により登録商標専用権者が登録商標を使用していないとの抗弁がなされたときは、人民法院は、登録商標専用権者に、これまで3年以内にその登録商標を実際に使用している証拠を提供するよう求めることができる。登録商標専用権者は、これまで3年以内に、当該登録商標を実際に使用していることを証明できないとき、又は侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明できないときは、権利侵害として訴えられた者は、損害賠償の責任を負わない。 登録商標専用権の侵害商品であることを知らずに販売したときは、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できる場合に限り、損害賠償の責任を負わない。	第七十五条 登録商標専用権者が賠償を請求し、権利侵害と訴えられた者により登録商標専用権者が登録商標を使用していないとの抗弁がなされたときは、人民法院は、登録商標専用権者に、提訴前の3年以内にその登録商標を実際に使用している証拠を提供するよう求めることができる。登録商標専用権者は、これまで3年以内に、当該登録商標を実際に使用していることを証明できないとき、又は侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明できないときは、権利侵害として訴えられた者は、損害賠償の責任を負わない。 登録商標専用権の侵害商品であることを知らずに販売したときは、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できる場合に限り、損害賠償の責任を負わない。

「これまで三年間」が「侵害行為発生前の三年間」を指すのか、それとも「提訴する前の三年間」を指すのかという点については、従来より争いがあった。筆者が代理した案件においても、「これまで三年間」について、「侵害行為発生前の三年間であり、提訴前の三年間」ではないとする判断がなされた判決もある（北京知的財産法院「(2024)京民終779号判決」）。

その主な理由は、第一に、損害賠償請求権の基礎は侵害損失の存在にあり、侵害行為が損失を生じさせるか否かは、主として侵害行為発生時点における各当事者の商標使用状況に依拠する点にある。

第二に、「これまで三年」を侵害行為発生前の三年と解すれば、行為者は行為前の状況に基づき、自らの行為の法的結果を予測することができる。他方、これを提訴前と解した場合、侵害行為後に生じた事実によって行為結果が左右されることとなり、法の確定性の要請に反する。

第三に、立法目的および法的効果の観点からも、これまで三年を侵害行為発生前三年と解することは、商標権者に対し商標の適時使用を促し、権利の濫用を防止する効果を有する。最高人民法院も、複数の裁定において、「侵害行為日」を起算点とする判断を維持している。

今回の「全人代意見稿」が「これまで」を「提訴前」と規定したものの、法理論の観点から見ると、公平に反する結果を招く懸念もあると考えられる⁽²⁾。

1. 21 悪意による商標出願に対する行政処分

現行法	改正草案
第六十八条第四項 悪意による商標登録出願に対し、情状により警告、罰金等の行政処罰を与える。悪意による商標訴訟に対し、人民法院が法に基づき処罰を与える。	第七十八条 悪意により商標訴訟を提起した場合には、人民法院が法に基づき処罰するものとする。 相手方当事者に損失を与えた場合には、法に基づき民事責任を負うものとする。

現行法第六十八条は、悪意による商標出願に対して行政責任を追及できる旨を定めているが、被訴側が悪意訴訟の提起者に対して民事責任を追及できるか否かについては明確な規定を欠いている。

司法実務においては、すでに不正競争防止法第二条を根拠として、悪意訴訟提起者の民事責任を認定した判決も少なからず存在する。

「全人代意見稿」第七十八条は、商標に関する悪意訴訟によって当事者に損失が生じた場合には、民事責任を追及できることを明確にした点に意義がある。また、当該行為の性質上、商標法に基づく法的責任追及が可能か否かについても、検討に値する。

1. 22 その他

上記の内容のほか、今回の「全人代意見稿」には、国家知識産権局の提案文には含まれていたものの、盛り込ま

れなかった重要かつ争点性の高い条項が存在する。具体的には以下の制度が挙げられる。

- (1) 商標使用承諾制度および五年説明制度
- (2) 悪意登録商標の強制移転制度および民事賠償制度
- (3) 重複登録禁止制度
- (4) 商標公益訴訟制度

これらの条項・制度は、現行の商標制度に与える影響が極めて大きいため、今回の全人代意見稿には盛り込まれなかったものと考えられる。これは、こうした制度的に革新的な条項が、新法の制定において見送られた可能性を示唆している。

2. 2026年6月全人代常務委員会法制工作委员会記者会見に公開された修正点

2026年6月22日に全人代常務委員会法制工作委员会は記者会見で法改正の重要ポイントと目的を以下の通り提示した。(1) 商標の登録及び使用を規範化する目的を強化すること、(2) インターネット環境下における商標使用管理を強化すること、(3) 統一的な商標登録出願サービスプラットフォームを整備・確立し、商標の照会、登録及び使用を利便化する旨を定めること、(4) 国立公園標章、オリンピック標章などの商標登録及び使用に関する連携規定を設けること、(5) 公衆を誤導する方法で登録商標を使用する行為に対する取り締まりを強化すること、(6) 商標代理機関及び従事者に対する監督管理を強化すること、(7) 海外における商標権侵害事件の処理に関する規定を整備し、中国企業の海外権益を保障すること、(8) 商標登録を重視し、使用を軽視する課題の解消すること。特に以下の二点が強調され、関連内容の改正定着が進化されている。なお、更なる詳細な改正内容について2026年6月24日現在まで公開されていない。

2. 1 誤認的商標の出願登録

中国商標法第十条第一項によると次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。(七) 欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの。

上記全人代記者会見で下記の改正点が言及され、関連改正が定着される方向である。

(1) 審査・登録の審査基準を厳格に執行することを定める。商標登録出願人が、標章に欺瞞性が存在し、公衆に商品の品質その他の特性または産地に関する誤認を生じさせやすいことを認識しながら、なお当該標章を商標として登録出願し、悪影響をもたらした場合、商標行政執法担当部門が警告を発出し、10万元以下の罰金を併科することができる。商標登録要件に適合しない出願に対し登録を許可し、悪影響を引き起こした公務員には、法律に基づき懲戒処分を科す。

(2) 苦情・通報ルートを整備する。公衆を誤導する態様で登録商標を使用する違法行為について、いかなる団体または個人も商標行政執法担当部門に対し苦情届け出または通報を行う権利を有する。

(3) 違法行為に係る法的責任を強化する。公衆を誤導する態様で登録商標を使用した者に対し、商標行政執法担当部門が期限を定めて是正を命じ、違法営業額が5万元以上の場合は違法営業額の5倍以下の罰金を科すことができる；違法営業額が存在しない、または5万元に満たない場合は25万元以下の罰金を科すことができる。期限までに是正しない場合、国務院商標管理主管部門が当該登録商標を取り消す。

2. 2 商標の「登録偏重・使用軽視」や商標の濫蓄といった現象に対し、下記の規定を新たに設ける。

関連内容は本文の一においても記載、分析したが、記者会見で再度言及され、内容の定着が進化されたと思われる。

(1) 商標登録出願要件を厳格化する。使用を目的とせず、通常の生産・経営上の必要を明らかに超えて商標登録を出願するものについては、登録を認めない。商標登録出願人が上記規定に違反して登録出願を行い、悪影響を及ぼした場合、商標執法担当部門が警告を発し、10万元以下の罰金を併科することができる。

(2) 商標使用に関する要件を整備する。正当な理由なく登録商標を連続3年間使用しない場合、国務院商標管理

主管部門は当該商標登録を取り消すことができる。併せて、登録商標専用権者が損害賠償を請求した際、被侵害者が権利者による登録商標の不使用を理由に抗弁を行ったとき、裁判所は登録商標専用権者に対し、侵害行為発生前3年間に当該登録商標を実際に使用した証拠の提出を求めることができる旨を明記する。

(3) 商標代理に対する監督管理を強化する。商標代理機関は、自身及び所属する商標代理従事者の関連情報を国務院商標管理主管部門に届け出て備案しなければならない。商標代理機関が法律に基づき備案手続きを履行しない場合、相応の法的責任を負う。また、商標代理機関が、委任者の登録出願商標が「使用を目的とせず、通常の生産・経営上の必要を明らかに超えた出願」に該当することを知り、または知るべきであるにもかかわらず委任を受託した場合、同じく相応の法的責任を負う。

3. 終わりに

今回の商標法改正案は中国商標制度の問題点を抜本的に見直し、商標登録及び利用の規範化を主軸に一連の制度整備を実施すると共に、パブリック・オピニオンによって寄せられた関心事項に的確に対応している。改正案は誤解的商標等の規制を強化し、登録審査の厳格化、通報・苦情窓口の拡充、罰則の大幅な引き上げ、期限経過後の商標登録取り消しといった強制的な規定を設け、商標を利用して消費者を誤導する投機的行為を抑止し、消費者の知る権利と公平な取引秩序を確保する。更に商標の濫造登録や登録偏重・利用軽視といった根深い問題に対し、営利目的のない商標登録に関する規制基準を明確に定め、3年間未使用による登録取り消しルールを詳細化し、商標代理機関の主体的責任を強化することで、商標が商品・役務の出所識別という本来の役割を果たすよう促す。

本文原稿を完成した後、2026年6月26日に新しい商標法草案が全人代で採択されたため、本文内容と若干相違があり、新法に係る最終的評論は後日に発表される予定であり、ご了承いただければ幸いである。

今回の一連の改正は誠実な商取引を基本理念とし、商標をめぐる市場環境を効果的に整備し、中国におけるブランドの高品質な発展に寄与するものと期待されている。

(注)

- (1)「最高人民法院による商標に関する民事紛争事件の審理における法律適用に関する若干の問題についての解釈（2020年改正）」第一条第一項第二号及び第二条を参照。
- (2)本文を完成した時点で「全人大意見稿」として、「提訴前」と規定しているものの、2026年6月26日に公布された新法では、関連条文は侵害発生前の三年と改められ、筆者の本文における意見に合致している。

参考文献

1. 中国全国人民代表大会サイト：[更好保护消费者权益 商标法修订草案新看点](#) (2026年6月24日最終閲覧)
2. 中国全国人民代表大会サイト：[十四届全国人大常委会第二十三次会议在京举行审议商标法修订草案等 赵乐际主持_中国人大网](#) (2026年6月24日最終閲覧)
3. 知産力サイト：[全文 | 中华人民共和国商标法修订草案\(征求意见稿\)](#) (2026年6月24日最終閲覧)

(原稿受領 2026.2.4)